

令和2年3月

お客さま各位

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月1日施行の改正民法（債権法）等を踏まえ、インターネットバンキングの各種利用規定を下記のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご承知おきください。

#### 1. 改正日

令和2年4月1日

#### 2. 改正する利用規定

- ・しんきん法人インターネットバンキング利用規定
- ・しんきん個人インターネットバンキング利用規定
- ・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

#### 3. 改正内容

民法改正に伴い、「契約の成立」、「補償の責任の所在」、「手数料および規定等改正時の対応」等について、明確化しました。

なお、詳細については、後記新旧対照表をご参照願います。

- ・しんきん法人インターネットバンキング利用規定 新旧対照表
- ・しんきん個人インターネットバンキング利用規定 新旧対照表
- ・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

#### 4. 改正後の規定等は当金庫「しんきん個人インターネットバンキング」、「しんきん法人インターネットバンキング」の各ご利用規定からご確認いただけます。

以上

しんきん法人インターネットバンキング利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>しんきん法人インターネットバンキング利用規定</p> <p><b>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込</b></p> <p>1. しんきん法人インターネットバンキングとは (略)</p> <p>2. 利用申込 (略)</p> <p>3. 利用資格者 (略)</p> <p><u>4. 契約の成立</u> <u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様からの申し込みを当金庫が適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</u></p> <p><u>5. 使用できる端末</u> (略)</p> <p><u>6. 本サービスの取扱時間</u> (略)</p> <p><u>7. 代表口座</u> (略)</p> <p><u>8. 手数料等</u> (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）</p>	<p>しんきん法人インターネットバンキング利用規定</p> <p><b>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込</b></p> <p>1. しんきん法人インターネットバンキングとは (略)</p> <p>2. 利用申込 (略)</p> <p>3. 利用資格者 (略)</p> <p><u>4. 使用できる端末</u> (略)</p> <p><u>5 本サービスの取扱時間</u> (略)</p> <p><u>6. 代表口座</u> (略)</p> <p><u>7. 手数料等</u> (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）お</p>

および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。引落口座は代表口座とします。

(2) 当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。

変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

(3) ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、第1号第2号と同様の方法で取り扱います。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

(1) 当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。

本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

#### ① 管理者向け番号等

- ・電子証明書
- ・契約者ID（利用者番号）
- ・確認用（ワンタイム）パスワード
- ・ご契約先登録用暗証番号

および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。引落口座は代表口座とします。

(2) 当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

(3) ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、第一号と同様の方法により引き落とします。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ご契約先暗証番号</u></li> <li>・ <u>ご契約先確認暗証番号</u></li> <li>② <u>利用者向け番号等</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電子証明書</u></li> <li>・ <u>契約者 I D (利用者番号)</u></li> <li>・ <u>利用者 I D</u></li> <li>・ <u>利用者暗証番号</u></li> <li>・ <u>利用者確認暗証番号</u></li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</p> <p>① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p>② 契約者 I D (利用者番号) および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「I D・パスワード方式」といいます）</p> <p>(3) 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。</p> <p>2. 電子証明書の発行 (略)</p> <p>3. ご契約先暗証番号等の登録 (略)</p> <p>4. 利用者暗証番号等の登録 (略)</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>6. 電子証明書の有効期間および更新 (略)</p>	<p>(1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</p> <p>① 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p>② 契約者 I D (利用者番号) および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「I D・パスワード方式」といいます）</p> <p>(2) 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。</p> <p>2. 電子証明書の発行 (略)</p> <p>3. ご契約先暗証番号等の登録 (略)</p> <p>4. 利用者暗証番号等の登録 (略)</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>6. 電子証明書の有効期間および更新 (略)</p>
--	--

7. 電子証明書を取扱い

(略)

8. お客様カードを取扱い

(略)

9. 暗証番号等の管理

(1) 各種暗証番号は、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

(2) 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。

当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、責任を負いません。

(3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

(4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。

7. 電子証明書を取扱い

(略)

8. お客様カードを取扱い

(略)

9. 暗証番号等の管理

(1) 各種暗証番号は、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

(2) 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

(3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

(4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。

### 第3条 取引の依頼

#### 1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- (6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱い、それらにつき偽造、変造、その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### 2. 取引の依頼方法

(略)

#### 3. 取引依頼の確定

(略)

### 第3条 取引の依頼

#### 1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

#### 2. 取引の依頼方法

(略)

#### 3. 取引依頼の確定

(略)

#### 第4条 資金移動取引

##### 1. 取引の内容

(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）からご契約先の指定する金額を引き落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(略)

##### 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

##### 3. 依頼内容の変更・組戻し

(略)

##### 4. ご利用限度額

#### 第4条 資金移動

##### 1. 取引の内容

(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）からご契約先の指定する金額を引落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(略)

##### 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。

##### 3. 依頼内容の変更・組戻し

(略)

##### 4. ご利用限度額

<p>(略)</p> <p>第5条 照会サービス (略)</p> <p>第6条 データ伝送サービス (略)</p> <p>第7条 税金・各種料金払込サービス (略)</p> <p>第8条 届出事項の変更等 (略)</p> <p>第9条 取引の記録 (略)</p> <p>第10条 海外からのご利用 (略)</p> <p>第11条 免責事項等 (略)</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 (略)</p> <p>第13条 利用停止等 (略)</p> <p>第14条 解約等 (略)</p> <p>1. 都合解約 本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解</p>	<p>(略)</p> <p>第5条 照会サービス (略)</p> <p>第6条 データ伝送サービス (略)</p> <p>第7条 税金・各種料金払込サービス (略)</p> <p>第8条 届出事項の変更等 (略)</p> <p>第9条 取引の記録 (略)</p> <p>第10条 海外からのご利用 (略)</p> <p>第11条 免責事項等 (略)</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 (略)</p> <p>第13条 利用停止等 (略)</p> <p>第14条 解約等 (略)</p> <p>1. 都合解約 本サービスの契約(以下「本契約」といいます)</p>
--	---



約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

## 2. 代表口座の解約

(略)

## 3. サービス利用口座の解約

(略)

## 4. サービスの強制解約

ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

(2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。

(3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

(4) お客様カードが不着等で返戻された場合

(5) 住所変更等の届出を怠る等により、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。

(6) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。

(7) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。

(8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(9) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用し

は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

## 2. 代表口座の解約

(略)

## 3. サービス利用口座の解約

(略)

## 4. サービスの強制解約

ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

② 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。

③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

④ お客様カードが不着等で返戻された場合

⑤ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。

⑥ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。

⑦ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。

⑧ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑨ 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用した

<p>たとき。</p> <p>(10) <u>本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</u></p> <p>(11) <u>本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</u></p> <p>5. 解約後の処理 (略)</p> <p><b>第15条 通知等の連絡先</b> (略)</p> <p><b>第16条 規定等の適用</b> (略)</p> <p><b>第17条 規定の変更等</b></p> <p><u>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示、その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u></p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p><b>第18条 契約期間</b> (略)</p> <p><b>第19条 機密保持</b> (略)</p>	<p>とき。</p> <p>5. 解約後の処理 (略)</p> <p><b>第15条 通知等の連絡先</b> (略)</p> <p><b>第16条 規定等の準用</b> (略)</p> <p><b>第17条 規定の変更等</b></p> <p><u>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p><b>第18条 契約期間</b> (略)</p> <p><b>第19条 機密保持</b> (略)</p>
--	---

<p>第20条 準拠法・管轄 (略)</p> <p>第21条 譲渡・質入・貸与の禁止 (略)</p> <p>第22条 サービスの終了 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第20条 準拠法・管轄 (略)</p> <p>第21条 譲渡・質入・貸与の禁止 (略)</p> <p>第22条 サービスの終了 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

しんきん個人インターネットバンキング利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>しんきん個人インターネットバンキング利用規定</p> <p><b>第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引</b></p> <p>1. しんきん個人インターネットバンキングとはしんきん個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、各種ローン一部繰上返済、カードローン借入・返済等の<u>当金庫所定の取引</u>を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>2. 利用資格者 (略)</p> <p>3. <u>契約の成立</u></p> <p><u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様からの申し込みについて、当金庫が適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</u></p>	<p>しんきん個人インターネットバンキング利用規定</p> <p><b>第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引</b></p> <p>1. しんきん個人インターネットバンキングとはしんきん個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、各種ローン一部繰上返済、カードローン借入・返済等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>2. 利用資格者 (略)</p>

#### 4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りま

す。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

#### 5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

#### 6. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。

変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

また、代表口座として指定可能な預金口座

#### 3. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りま

す。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

#### 4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

#### 5. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます。）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座

は、当金庫所定の種類に限るものとします。

- (2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
- なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。
- 変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める各種パスワード等と当金庫に登録されている各種パスワード等の一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。

- (1) 契約者ID（利用者番号）
- (2) 初回ログイン用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 確認用パスワード

### 2. 初回ログイン用パスワードの届出 (略)

### 3. お客様カードの送付 (略)

### 4. ログインパスワードの変更 (略)

### 5. 本人確認手続き

- (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

は、当金庫所定の種類に限るものとします。

- (2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
- なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

当金庫は、契約者ID（利用者番号）および次項以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

### 2. 初回ログイン用パスワードの届出 (略)

### 3. お客様カードの送付 (略)

### 4. ログインパスワードの変更 (略)

### 5. 本人確認手続き

- (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

① ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。

② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

a. お客様の有効な意思による申込みであること。

b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、利用者番号、確認用パスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第18条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

6. お客様カードの取扱い  
(略)

7. パスワード等の管理  
(略)

### 第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

① ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。

② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

a. お客様の有効な意思による申込みであること。

b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、利用者番号、確認用パスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客様は、第18条の定めに従い補償を請求できるものとします。

6. お客様カードの取扱い  
(略)

7. パスワード等の管理  
(略)

### 第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

当金庫は、お届けの内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。

(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱った場合、本取扱につき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 2. 取引の依頼方法

(略)

## 3. 取引依頼の確定

(略)

## 第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日、日本時間0時とし、以下同様とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をそ

(1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

当金庫は、お届けの内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。

## 2. 取引の依頼方法

(略)

## 3. 取引依頼の確定

(略)

## 第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をそ



の裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 第5条 資金移動取引

### 1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額ま

の裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 第5条 資金移動

### 1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

- (3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額ま

たは振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

- ① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
- ② 支払指定口座が解約済のとき。
- ③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤ 入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。
- ⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

## 2. 指定日

たは振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

- ① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
- ② 支払指定口座が解約済のとき。
- ③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤ 入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。
- ⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

## 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関の所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

3. 依頼内容の変更・組戻し  
(略)

**第6条 定期預金取引**  
(略)

**第7条 照会サービス**  
(略)

**第8条 通知サービス**  
(略)

**第9条 住所等変更サービス**  
(略)

**第10条 税金・各種料金払込サービス**  
(略)

**第11条 資金移動ロック取引**

1. 取引の内容

- (1) お客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動および料金払込サービス

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。

3. 依頼内容の変更・組戻し  
(略)

**第6条 定期預金取引**  
(略)

**第7条 照会サービス**  
(略)

**第8条 通知サービス**  
(略)

**第9条 住所等変更サービス**  
(略)

**第10条 税金・各種料金払込サービス**  
(略)

**第11条 資金移動ロック取引**

1. 取引の内容

- 1) お客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを

(以下「資金移動等」といいます)の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。

(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止します。

(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または、資金移動等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。

## 2. 障害時の対応

当金庫は通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第12条 各種ローン一部繰上返済サービス  
(略)

第13条 カードローン借入・返済サービス  
(略)

用いた資金移動等の利用を停止し、または停止を解除することができます。

(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「資金移動」と「税金・各種料金払込みサービス」(以下あわせて「停止対象取引」といいます)の利用を停止します。

(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。

## 2. 障害時の対応

通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第12条 各種ローン一部繰上返済サービス  
(略)

第13条 カードローン借入・返済サービス  
(略)

#### 第14条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第18条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、届出事項のうち、第9条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。

#### 第15条 取引の記録

(略)

#### 第16条 海外からのご利用

(略)

#### 第17条 免責事項等

(略)

#### 第18条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

##### 1. 補償の要件

(略)

##### 2. 補償対象額

(略)

##### 3. 適用の制限

(略)

#### 第14条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第18条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、届出事項のうち、住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。

#### 第15条 取引の記録

(略)

#### 第16条 海外からのご利用

(略)

#### 第17条 免責事項等

(略)

#### 第18条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

##### 2. 補償の要件

(略)

##### 2. 補償対象額

(略)

##### 5. 適用の制限

(略)

#### 4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。

② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

#### 5. 既に払い戻し等を受けている場合の取扱

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求に応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

#### 6. 当金庫が補償を行った場合の取扱

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損額賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

イ. お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。

ロ. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

## 第19条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損額については当金庫は責任をおいませぬ。

## 第20条 解約等

### 1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

### 2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

## 第19条 解約等

### 1. 都合解約

本サービスの契約（以下「本契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

### 2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

### 3. サービスの利用停止

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

### 3. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。
- (2) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (5) 相続の開始があったとき。
- (6) 各種パスワード等の不正使用があったときまたは本サービスを不正利用したとき。
- (7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

- (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

### 4. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。
- (2) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (4) 相続の開始があったとき。
- (5) 各種パスワード等の不正使用があったときまたは本サービスを不正利用したとき。



4. 解約後の処理

(略)

5. お客様による取引の中止

(略)

第21条 通知等の連絡先

(略)

第22条 規定等の適用

(略)

第23条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示、その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。

第24条 契約期間

(略)

第25条 準拠法・管轄

(略)

第26条 譲渡・質入・貸与の禁止

(略)

第27条 サービスの終了

(略)

以 上

5. 解約後の処理

(略)

6. お客様による取引の中止

第20条 通知等の連絡先

(略)

第21条 規定等の準用

(略)

第22条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。

第23条 契約期間

(略)

第24条 準拠法・管轄

(略)

第25条 譲渡・質入・貸与の禁止

(略)

第26条 サービスの終了

(略)

以 上



ワンタイムパスワードサービス利用追加規定 新旧対照表

新	旧
ワンタイムパスワードサービス利用追加規定	ワンタイムパスワードサービス利用追加規定
<p><b>第1条</b> ワンタイムパスワードサービスについて (略)</p>	<p><b>第1条</b> ワンタイムパスワードサービスについて (略)</p>
<p><b>第2条</b> 利用資格 (略)</p>	<p><b>第2条</b> 利用資格 (略)</p>
<p><b>第3条</b> 利用申込及び利用開始</p>	<p><b>第3条</b> 利用申込及び利用開始</p>
<p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます)が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。</p> <p>2. ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます)を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末(以下「端末」といいます)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>3. 利用申込及び利用開始 お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID(利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面のアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」お</p>	<p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。</p> <p>2. ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話等(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>3. 利用申込及び利用開始 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID(利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみな</p>

よび「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

#### 4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

#### 第4条 本サービスの利用

(略)

#### 第5条 トークンの利用期限

(略)

#### 第6条 トークンの紛失及び盗難

(略)

#### 第7条 利用料

本サービスの利用料は無料となります。ただし、サービス内容の変更に伴い利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

#### 第8条 免責事項等

- ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

し、本サービスの利用が可能となります。

#### 第4条 本サービスの利用

(略)

#### 第5条 トークンの有効期限

(略)

#### 第6条 トークンの紛失及び盗難

(略)

#### 第7条 利用料

本サービスの利用料は無料となります。ただし、サービス内容の変更に伴い利用料を変更する場合があります。

#### 第8条 免責事項等

- ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第9条 本サービスの解約等

(略)

#### 第10条 譲渡・質入等の禁止等

(略)

#### 第11条 規定等の適用

(略)

#### 第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫のホームページでの表示、店頭での表示、その他相当の金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第9条 本サービスの解約等

(略)

#### 第10条 譲渡・質入の禁止

(略)

#### 第11条 規定等の準用

(略)

#### 第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うことと

表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上

します。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上